

5. 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

① 高齢者等の保健・福祉

平成 21 年度末から平成 25 年度末までの 5 年間の住民基本台帳人口の推移では、平成 25 年度末で 4,712 人となり、174 人 (3.6%) の減少となっています。

高齢化率は年々上昇し、平成 25 年度末には 34.2%となっています。また、75 歳を境とした前期高齢者と後期高齢者との構成比をみると、平成 21 年度末は高齢者数 1,604 人に対して、前期高齢者が 740 人で 46.1%、後期高齢者が 864 人で 53.9%となっていました。平成 25 年度末には高齢者数 1,637 人に対して、前期高齢者が 712 人で 43.5%、後期高齢者が 925 人で 56.5%となり、後期高齢者の割合が高くなっています。

介護保険制度が施行以来 13 年を経過し、この間介護サービスの利用者は増加しつづけています。しかし、急速に進行する高齢化によって介護財政は逼迫し、このままでは介護保険制度を維持できないという危機感が高まっています。特に戦後のベビーブーム世代 (団塊の世代) すべてが高齢期に入る平成 27 年以降には、これまでに経験したことのない超高齢社会が到来することになり、今後の超高齢社会到来を見据えた取り組みを着実に進めていくことが不可欠となります。

さらに、これまでの制度運営を通じて、介護給付の所期の目的である「自立支援」につながらない一面が顕在化していること、増え続ける認知症高齢者への体系的ケアが確立されていないなど、制度の見直しが迫られる諸々の課題が生じ、国は中長期的な視点から「持続可能な制度の確立」に向けた介護保険制度の見直しを進め、本町でも第 4 期までの介護保険事業計画の実績を様々な面から点検し、制度改革の目標である「高齢者の尊厳を支えるケアの確立」の実現に向け、平成 24 年度から第 5 期計画に基づき事業を実施しています。

高齢化率の上昇や後期高齢者の増加、核家族化への進行に伴い、高齢者をめぐっては、増加する要介護・要支援者の高齢者に対する介護保険サービスの充実から、要介護状態になる恐れのある人への介護予防、認知症高齢者対策やひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯への支援、さらには元気な高齢者の社会参加と生きがいづくりまで幅広い分野の支援が必要であり、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、多様なサービスを組み合わせる切れ目のない支援をしていくことのできる地域包括ケア体制の一層の充実や認知症対策に取り組んでいかなければなりません。また、従来から町が取り組んできた高齢者の社会参加や地域での支えあいについても、こうした地域包括ケア体制の中で、より重要な役割を果たしていくことになり、高齢化、核家族化によって高齢者のみ世帯 (ひとり暮らし、高齢夫婦二人世帯) が増える中、各種相談サービスから見守りや災害時の援助まで幅広い事業を通して、支援体制を構築していくことが大切となっています。

また、福祉部門、地域包括支援センター、保健衛生部門、社会福祉協議会を集約した保健福祉施設として平成 15 年度に建設した総合ケアセンター「ゆくり」は 10 年が経過し、外壁などの改修が必要となっています。

② 少子化への対応

全国的な少子化による人口減少社会の到来が懸念される中、本町も同様の傾向にあり、昭和 55 年の国勢調査では本町の総人口に占める年少人口の割合が 22.1%だったのに対し、平成 22 年には 11.3%に減少し、一方、高齢人口の割合は昭和 55 年が 12.4%だったのに対し、平成 22 年には 32.4%と大きく増加しています。合計特殊出生率は平成 22 年が 1.78 人で、全国平均より 0.39 人、北海道より 0.52 人上回っていますが、減少傾向は変わらず、国の人口を維持するために必要な人口置換水準の 2.08 人には及ばない状況となっています。

このようなことから、本町では子育てを町全体で支えることをまちづくりの重要な課題ととらえ、子育て家庭のニーズを把握しながら、子育て支援や母子等の健康づくりの推進、教育や子どもの生活環境、保護者の働く環境、地域の支援体制などを整え、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育っていくことを目指す「あつまの子ども未来を育む“つくしんぼプラン”」(厚真町次世代育成支援行動計画)を作成し、平成 17 年度から取り組みを始めています。

少子化への対応は、この計画を柱に進めていますが、保育をはじめ家庭教育や食育、学校教育、放課後の子どもへの対応、地域での子どもの活動、防犯、交通安全、公園などの遊び場などの生活環境、虐待防止、次世代の親になる中高生への対応、子どもや母親の健康、小児医療、障がい

のある子どもへの支援、子育てと仕事の両立支援など幅広く多様な施策を、すべての子どもとその家庭を対象に、それぞれの子どもの成長過程やおかれた環境に応じて総合的に行っていくことが求められます。したがって、保健、医療、福祉、教育、生活環境、地域安全、自治会などのまちづくり分野と関係機関・団体等の地域が連携し、本町のすべての子どもたちの健やかな成長を期して施策・事業を展開していく必要があります。

平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法案」が成立し、子ども・子育て支援新制度が平成 27 年度から本格施行される予定であり、本町では保護者へのニーズ調査を実施し、未整備地区の認定こども園と児童館の子育て関連施設の計画的整備をはじめ、地域の教育・保育、子育て支援事業等の事業計画を平成 26 年度に策定し、従前のつくしんぼプランとの整合性を図りながら、新制度に基づく各支援体制の整備、拡充等を図らなければなりません。

③ 障がい者の保健・福祉

本町では、平成 18 年 3 月に「厚真町健康と福祉のまちづくりの推進に関する条例」を制定し、母子や児童、高齢者、障がいを持つ人を含めてすべての町民が支え合い、個人の自立と尊厳を尊重し、健康で安心して暮らせることができるまちづくりを目指すとともに、平成 19 年 3 月には、障がい者の保健福祉施策を含めた「第 1 期厚真町障がい者福祉計画」を策定しました。

しかし、本町における障がい者施策は、町内外の施設等の入所サービスの提供が中心であり、軽度の知的障がい者や精神に障がいを持つ人に対する就労支援や生活支援等は、近隣市の支援機関を活用することが多く、町内でのサービス供給基盤は不足しています。

このことから、平成 23 年度に策定した「第 3 期厚真町障がい福祉計画」に基づき、障がいを持っている人が地域の中で生き生きとして暮らすことができる社会の実現を目指すため、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保、複合型地域福祉活動拠点施設の整備による就労支援施設の設置等を進めていく必要があります。

④ 地域福祉

少子高齢化や核家族化の進行により、高齢者が高齢者を介護する老老介護の増加等、家族や地域の相互扶助機能が薄れてきており、多様化する福祉ニーズに対応し、地域内で解決するための継続的な活動を担う「地域力」の育成が求められています。

地域には子ども、高齢者、障がい者など支援を必要とする人が多く、また、生活様式の多様化により、福祉サービスもそれぞれのニーズに対応していかなければなりません。

地域福祉を推進するためには、地域住民自身がそれぞれの地域の生活課題や現状を認識し、地域への積極的な関わりと参画が重要であり、福祉団体をはじめ自治会や事業者の参画を得て組織している厚真あんしんネットワークにより、地域の高齢者や障がい者に対し声掛けや見守り支援を行うなど、地域全体での福祉活動が重要です。

(2) その対策

① 高齢者等の保健・福祉

◆生活習慣病予防・介護予防の連携

ア 生活習慣病予防に資する事業の推進（国保ヘルスアップ事業、健康手帳の有効活用、健康相談・健康教育の充実、健康診査、機能訓練、訪問指導等の充実）

イ 介護予防に資する事業の推進（運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上、認知症の予防、うつ予防、とじこもりの予防）

ウ 連続性・一貫性をもった保健・福祉・医療サービス提供体制の確立

エ 保健福祉推進委員活動の促進

オ 生涯学習分野等と連携した町民の自主的健康づくり・健康管理の促進

カ 健康づくり・健康管理・病気予防等に係る広報啓発活動の強化

◆介護保険事業の推進

ア 介護サービス基盤の整備（在宅サービスの充実と入所施設の整備等）

イ 介護保険サービスの質的向上（質が高い居宅サービスの提供、QOLを大切にした施設サービス、ケアマネージャーの資質向上、利用者の苦情への対応、介護相談員の検討、事業者

の適正で節度ある運営の促進等)

- ウ 認知症への理解促進
- エ 総合的なサービス提供体制づくり（介護給付対象サービスのみならず介護給付対象外サービスや近隣者・ボランティアによるサービスも含めた総合的なサービス提供体制づくり等）
- オ 地域支援事業の実施（二次予防対象者に対する介護予防）
- カ 認知症高齢者へのケア（事業者、医療機関、福祉関係者の十分な連携による居宅サービス、施設サービスの推進等）
- キ 地域包括ケアシステムの確立

◆高齢者の積極的な社会参加の促進

- ア 生活自立支援事業の推進（路線バス利用者への助成、循環福祉バスの運行、緊急通報システムの設置、町内入浴施設利用の助成、配食サービス、外出支援サービス、寝具類等洗濯乾燥消毒サービス、介護住宅改修補助、安否確認・見守り・助けあい体制づくりの推進）
- イ 家族介護支援（介護教室の開催、介護用品支給、家族介護者交流事業、家族介護者ヘルパー受講支援、家族介護者休養手当支給、介護タクシー利用料補助）
- ウ 権利擁護の推進（成年後見制度の普及）
- エ 学習・交流・自主活動等への支援（敬老会、長寿祝金、高齢者大学、ふれあい交流会、老人クラブ活動、生涯学習分野と連携した異世代間交流事業等）

◆高齢者等が安心して生活できる体制の整備

- ア 老人福祉施設（高齢者グループホーム）の整備・改修
- イ 高齢者共同福祉住宅の整備
- ウ 総合ケアセンター「ゆくり」の整備・改修

② 少子化への対応

◆子育てをまち全体で支える体制づくり

- ア 既設認定こども園・保育園、地域子育て支援センターの機能充実（児童・高齢者交流の検討、保育料軽減、「つどいの広場」事業、延長保育、一時保育、障がい児保育、低年齢児保育、学童保育等の放課後児童健全育成など）
- イ 児童館・認定こども園未設置地区に対する計画的な整備
- ウ 地域子育て支援センター未設置地区への計画的な整備
- エ 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進（虐待防止ネットワークの活用<周産期養育者支援保健・医療連携システムと連携>、厚真町子どもを虐待から守る地域ネットワーク会議の活用、虐待の早期発見・早期対応、家庭児童相談、母子相談、特別支援教育、療育教室等）

◆安心して子育てができる環境づくり

- ア 子育てを支援する生活環境整備と子どもの安全の確保（良好な居住環境の確保、交通安全、公共施設のバリアフリー化、防犯灯整備等の安全や防犯等に係る対策と広報啓発など）
- イ 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備（子育てセミナー、特別支援教育、放課後活動、子ども会等地域活動等）

◆母子の健康を守り健やかな子どもを育むまちづくり

- ア 母子保健事業の推進（周産期の保健医療、母子保健活動、乳幼児の健康相談・指導など）
- イ 母子栄養指導の推進（乳幼児健診等や保育所などでの保護者を対象に食に関する指導など）
- ウ 安全な妊娠と出産を支える事業の推進（妊産婦訪問指導、妊産婦健康診査、妊婦歯科健診、母親教室、両親学級）
- エ 安心できる子育て環境をつくる事業の推進（産婦訪問指導、新生児訪問指導、未熟児訪問指導、乳幼児健康診断、乳幼児健康相談、ブックスタート実施、歯科検診・指導、虫歯のない子の表彰、1歳6か月・3歳児健診、予防接種、離乳食講習会、幼児食講習会、乳幼児医療費助成、ヘルス・サポーター育成等）
- オ 健康な心身を育むための「食育」の推進（食育教室開催、保育所での食に関する学習、子ども栄養教室、親子料理教室）

③ 障がい者の保健・福祉

◆ノーマライゼーションの理念の浸透

- ア 心のバリアフリーの促進（啓発活動の充実、障害者週間の普及等）
- イ 福祉教育・福祉学習の充実
- ウ 地域や各種事業を通じた交流の推進
- エ 地域福祉活動の促進
- オ 人材の養成と利用促進（手話通訳者・点訳者・朗読者の養成と利用促進）

◆安心で自立して生活できる体制の整備

- ア 公共施設等のバリアフリー促進
- イ 店舗・民間施設のバリアフリー促進
- ウ 外出手段の確保（交通機関利用等への支援、ガイドヘルプ等）
- エ 障がい者ケアマネジメント体制の確立
- オ 権利擁護の推進（成年後見制度、地域福祉権利擁護事業の普及）
- カ 障害者自立支援給付によるサービスの充実（障害者自立支援給付、身体障害者補装具給付、自立支援医療給付、地域生活支援等）
- キ 難病患者等への支援（相談対応、在宅福祉サービスの利用促進、人工透析患者の送迎サービス、通院費助成等）
- ク 障がい者団体等の活動支援
- ケ 療育・教育の充実（早期療育、発達支援センターの開設、特別支援教育、教育相談体制「親の会」の育成等）
- コ 複合型地域福祉活動拠点施設（まちなか交流館（仮称））の整備

④ 地域福祉

◆あたたかな見守りと支えあいの気風を育む

- ア 家庭・地域・学校・職場での福祉学習の促進
- イ 子どもや高齢者への虐待・女性等への暴力の防止
- ウ ひとり親家庭等の医療費支援
- エ 厚真あんしんネットワーク活動の充実
- オ 自治会や地区の各種団体の自主活動の促進

◆安心して生活できる仕組みの確立

- ア 福祉等に関わる支援施設のネットワーク化
- イ 関係機関や福祉事業者・関係団体等との連携強化
- ウ 転入者への情報提供の充実
- エ 相談窓口のネットワーク化
- オ バリアフリー・ユニバーサルデザインの促進

◆地域福祉ネットワークの形成

- ア ボランティア人材の育成
- イ ボランティア団体・NPO法人等の育成支援
- ウ 厚真町社会福祉協議会の活動支援と連携の強化

(3) 計画

事業計画（平成26～27年度）

| 自立促進施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|----------------------|---------------------------|---|------|----|
| 4 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | (1)高齢者福祉施設 高齢者生活福祉センター | 小規模多機能施設化事業 | 町 | |
| | その他 | 高齢者共同福祉住宅整備事業 | 町 | |
| | | 複合型地域福祉活動拠点施設整備事業 | 町 | |
| | | 老人福祉施設整備事業 | 町 | |
| | (3)児童福祉施設 児童館 | 厚南地区児童会館整備事業 | 町 | |
| | (4)認定こども園 | 厚南地区認定こども園整備事業 (子育て支援センター含む) | 町 | |
| | (7)市町村保健センター及び母子健康センター | ケアセンター改修事業 | 町 | |
| | (8)過疎地域自立促進特別事業 | 複合型地域福祉活動拠点施設運営事業 (事業内容) 複合型地域福祉活動拠点施設の運営事業 (事業の必要性) 障がい者の社会参加を広げる核となる施設 (見込まれる事業効果) 障がい者が社会参加する機会を広げることにより、自立の促進と豊かな社会生活を構築することが可能となる。あわせて、地域の交流の場として、地域の活性化が図られる。 | 町 | |
| | | 腎臓機能障害及び特定疾患通院費助成事業 (事業内容) 腎臓機能障害及び特定疾患治療に要する通院交通費の助成事業 (事業の必要性) 腎臓機能障害及び特定疾患治療者の経済的負担軽減が必要である。 (見込まれる事業効果) 経済的負担を軽減することで、治療を定期的に受けることが可能となり健康回復を図ることができる。 | 町 | |
| | | 人工透析患者等送迎サービス事業 (事業内容) 人工透析患者の医療機関への送迎サービス (事業の必要性) 公共交通機関による通院を確保 | 町 | |

| | | | |
|--|--|---|--|
| | <p>できない方の通院を確保する必要がある。</p> <p>(見込まれる事業効果)</p> <p>通院の確保により、治療を定期的に受けることが可能となり健康回復を図ることができる。</p> | | |
| | <p>障害者自立支援給付事業</p> <p>(事業内容)</p> <p>障がい児の施設における介護・訓練費及び在宅における居宅介護費の給付事業</p> <p>(事業の必要性)</p> <p>障がい者家庭の経済的負担の軽減が必要である。</p> <p>(見込まれる事業効果)</p> <p>経済的負担の軽減により、安定してサービスを受けることができ、安心して暮らすことができる環境の確保を図ることができる。</p> | 町 | |
| | <p>発達支援センター運営事業</p> <p>(事業内容)</p> <p>早期療育事業の実施</p> <p>(事業の必要性)</p> <p>発達に遅れがある子どもや心身に障害のある児童に対し、適切な助言指導が必要である。</p> <p>(見込まれる事業効果)</p> <p>指導助言を通して、対象児童の発達の助長を図ることができる。</p> | 町 | |
| | <p>障がい者地域生活支援事業</p> <p>(事業内容)</p> <p>心身障がい者に対する相談支援及び各種給付事業の実施</p> <p>(事業の必要性)</p> <p>心身障がい者の社会参加の促進を図るのに必要である。</p> <p>(見込まれる事業効果)</p> <p>心身障がい者の生活環境の改善及び社会参加の促進を図ることができる。</p> | 町 | |
| | <p>長寿祝金支給事業</p> <p>(事業内容)</p> <p>100歳に達する方及び米寿の方に祝い金の贈呈を行う。</p> <p>(事業の必要性)</p> <p>長年町に貢献された方への感謝を伝える。</p> <p>(見込まれる事業効果)</p> <p>高齢者が生きがいを持ち、安心して生活できる環境づくりを図ることができる。</p> | 町 | |
| | <p>敬老会開催事業</p> <p>(事業内容)</p> | 町 | |

| | | | |
|--|--|---|--|
| | <p>高齢者を対象に敬老会の開催 (事業の必要性) 町の発展に寄与された方への感謝を伝える。 (見込まれる事業効果) 高齢者が生きがいを持ち、安心して生活できる環境づくりを図ることができる。</p> | | |
| | <p>福祉バス運行等事業 (事業内容) 町内事業者の運行するバスを高齢者が利用する場合の助成事業 (事業の必要性) 高齢者の交通の利便を確保するために必要である。 (見込まれる事業効果) 高齢者の交通の利便を確保することにより、高齢者の社会参加を促すことができる。</p> | 町 | |
| | <p>高齢者入浴助成事業 (事業内容) 高齢者への町内入浴施設の入浴に対する助成 (事業の必要性) 高齢者の交流の場を確保する必要がある。 (見込まれる事業効果) 交流の場を確保することにより、高齢者の生きがいや社会参加を助長することができる。</p> | 町 | |
| | <p>高齢者在宅生活支援事業 (事業内容) 一人暮らしの高齢者に対する生活援助事業等を実施する。 (事業の必要性) 住み慣れた地域で安心して生活することをサポートするために必要である。 (見込まれる事業効果) 住み慣れた地域で生活することをサポートすることで、高齢者が自立した生活を送ることができる。</p> | 町 | |
| | <p>在宅高齢者介護予防事業 (事業内容) 外出支援サービス等の実施 (事業の必要性) 在宅の虚弱な高齢者に対し、引きこもり予防を行う必要がある。 (見込まれる事業効果) 各種サービスにより、引きこもりを防止するとともに、介護予防を図ることができる。</p> | 町 | |

| | | | |
|---|--|---|--|
| | <p>在宅高齢者住宅改修支援事業 (事業内容) 要介護者に対する住宅改修事業費の助成 (事業の必要性) 要介護者家庭の経済的負担の軽減に必要である。 (見込まれる事業効果) 経済的負担を軽減することにより、要介護者が在宅で安心して暮らすことができる生活環境を確保することができる。</p> | 町 | |
| <p>家族介護支援事業 (事業内容) 要介護者家庭への助成 (事業の必要性) 要介護者家庭の経済的負担の軽減が必要である。 (見込まれる事業効果) 要介護者家庭の身体的、精神的負担の軽減を図ることができる。</p> | 町 | | |
| <p>重度心身障害者医療給付事業 (事業内容) 重度心身障害者に対する医療費助成 (事業の必要性) 重度心身障害者家庭の経済的負担の軽減を必要とする。 (見込まれる事業効果) 経済的負担を軽減することで、安心して生活できる環境を作ることができる。</p> | 町 | | |
| <p>ひとり親家庭等医療給付事業 (事業内容) ひとり親家庭に対する医療費の助成 (事業の必要性) ひとり親家庭の経済的負担の軽減を必要とする。 (見込まれる事業効果) 経済的負担を軽減することで、安心して生活できる環境を作ることができる。</p> | 町 | | |
| <p>乳幼児医療費助成事業 (事業内容) 乳幼児を持つ家庭に対する医療費の助成 (事業の必要性) 乳幼児を持つ家庭の経済的負担の軽減を必要とする。 (見込まれる事業効果) 経済的負担を軽減することで、安心して生活できる環境を作り、</p> | 町 | | |

| | | | |
|--|--|---|--|
| | <p>少子化に歯止めをかける事業である。</p> | | |
| | <p>子育て支援医療費還元事業 (事業内容) 小中学生を持つ家庭に対して、医療費を一部還元する。 (事業の必要性) 子育て世代の経済的負担を軽減する必要がある。 (見込まれる事業効果) 経済的負担を軽減することで、少子化に歯止めをかける効果が望めることに加え、還元事業による町内購買の促進を図ることができる。</p> | 町 | |
| | <p>子育て支援保育料還元事業 (事業内容) 子育て世代に対して保育料を一部還元する。 (事業の必要性) 子育て世代の経済的負担を軽減する必要がある。 (見込まれる事業効果) 経済的負担を軽減することで、少子化に歯止めをかける効果が望めることに加え、還元事業による町内購買の促進を図ることができる。</p> | 町 | |
| | <p>こども園運営事業 (事業内容) 認定こども園つみきの運営事業 (事業の必要性) 共働き家庭の子育てに対する不安を解消する支援が必要である。 (見込まれる事業効果) 共働き家庭に加え、子育て支援を必要とする家庭に対する子育て支援により、少子化に歯止めをかける効果が期待できる。</p> | 町 | |
| | <p>子育て支援センター運営事業 (事業内容) 子育て相談・子育てルームの開設事業 (事業の必要性) こども園等には入所していない子を持つ親に対する子育て支援が必要 (見込まれる事業効果) 子育て中の親の不安を解消し、安心して子育てできる環境を提供することができる。</p> | 町 | |
| | <p>宮の森保育園運営事業 (事業内容) 共働き家庭等への子育て支援 (事業の必要性)</p> | 町 | |

| | | | |
|--|---|---|--|
| | <p>子育て世代の子育てに対する不安を解消する支援が必要である。 (見込まれる事業効果) 子育て中の親の不安を解消し、安心して子育てできる環境を提供することができる。</p> | | |
| | <p>さくら保育園運営事業 (事業内容) 共働き家庭等への子育て支援 (事業の必要性) 子育て世代の子育てに対する不安を解消する支援が必要である。 (見込まれる事業効果) 子育て中の親の不安を解消し、安心して子育てできる環境を提供することができる。</p> | 町 | |
| | <p>厚真地区学童保育事業 (事業内容) 留守家庭の小学生(1年生から4年生)を対象に学童保育を提供 (事業の必要性) 留守家庭の子の安全の確保が必要である。 (見込まれる事業効果) 子ども達の放課後の安全確保と、学童保育を通じた児童同士の交流を図ることができる。</p> | 町 | |
| | <p>上厚真地区学童保育事業 (事業内容) 留守家庭の小学生(1年生から4年生)を対象に学童保育を提供 (事業の必要性) 留守家庭の子の安全の確保が必要である。 (見込まれる事業効果) 子ども達の放課後の安全確保と、学童保育を通じた児童同士の交流を図ることができる。</p> | 町 | |
| | <p>住民健診事業 (事業内容) 健康診査等の実施 (事業の必要性) 健康診査を通して町民の健康状態を把握する。 (見込まれる事業効果) 住民の健康状態を把握し、未然に予防することにより、住民の健康を確保することができる。</p> | 町 | |
| | <p>予防接種事業 (事業内容) 予防接種の実施と各種助成事業の実施 (事業の必要性)</p> | 町 | |

| | | | |
|--|--|---|--|
| | <p>感染症の未然の防止が必要である。</p> <p>(見込まれる事業効果)</p> <p>感染症の未然防止により、健康な生活を確保するとともに、町民の経済的負担を軽減することにより、接種率の向上を図ることができる。</p> | | |
| | <p>妊産婦保健事業</p> <p>(事業内容)</p> <p>妊婦健康診査等の実施</p> <p>(事業の必要性)</p> <p>妊婦の出産に対する不安解消に必要な事業である。</p> <p>(見込まれる事業効果)</p> <p>妊婦の出産に対する不安解消と母子の健康維持支援を図ることができる。</p> | 町 | |
| | <p>乳幼児保健事業</p> <p>(事業内容)</p> <p>乳幼児の身体発達、精神発達などの異常の早期発見</p> <p>(事業の必要性)</p> <p>早期発見による対応が必要である。</p> <p>(見込まれる事業効果)</p> <p>早期発見による適正な対応と健全な発達を促すことができる。</p> | 町 | |